

地方自治法

(議会の設置)

第 89 条 普通地方公共団体に議会を置く。

注釈地方自治法

○議会の法律的性質

憲法 93 条は、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定する。本条は、これを受けて、普通地方公共団体における議会の設置を定めた。

議会の法律的性質は、合議制機関であること、意思決定機関であること、内部的機関であることの 3 点にある。その 3 点を分説すれば、次のとおりである。

(1) 合議制機関

(2) 意思決定機関

議会の本質的な任務は、法的には当該普通地方公共団体の意思表示の内容を決定することにある。その点に着目して、議会は、意思決定機関—憲法 93 条のことばでいえば「議事機関」—であるということができる。議会が決定した当該普通地方公共団体の意思を執行することを任務とする行政機関は、長、委員会等の執行機関である。

議会が普通地方公共団体の意思表示の内容を決定することを任務とするといっても、議会は、すべての事件について普通地方公共団体の意思表示の内容を決定することができるわけでない。議会が決定することができる事件は、法 96 条その他の法律の規定が列挙し、あるいは条例により定められたものであって、その他の事件については、執行機関がそれぞれの権限の範囲において、普通地方公共団体の意思表示の内容を決定し、しかるのち執行する。

他方において、議会が当該普通公共団体の意思決定機関の性質を有するといっても、それ以外にも議会の任務があることは、後述するとおりである。

(3) 内部的機関